豊田市の学校教育における AI 活用 詳細検討資料

政策判断 活用領域 利用レベル 教科別事例 リスク管理

教育委員会協議用 原案

基準日 2026 年 9 月 24 日

本資料は、豊田市の学校教育における AI 活用について、教育的価値、安全性、法令・契約上の条件を整理し、市としての利用方針を検討するためのものです。教育委員会、教職員、児童生徒の利用場面を整理し、利用環境、情報の取扱い、確認手順、責任分担に関する判断材料を示します。

資料の目的

本資料は、豊田市の学校教育における AI 活用について、教育的価値、安全性、法令・契約上の条件を整理し、市としての利用方針を検討するためのものです。

教育委員会では、利用主体、情報の種類、利用環境、出力の用途、最終確認者を組み合わせ、利用できる条件、追加確認が必要な条件、利用対象外とする条件を定めます。

国の現行方針は、人間中心の利用、情報活用能力の育成、発達段階への配慮、教育委員会による制度設計を基本としています。校務では、教職員が出力の適切性を判断できる範囲での活用が有用とされます。児童生徒の利用には、教育目的、発達段階、サービス条件、保護者への説明、教師の指導監督の確認が求められます。[1]

豊田市では、公開情報や架空情報を用いる下書き・アイデア整理から運用を始め、個人情報や継続データを扱う場面は、承認済み環境、契約、アクセス制御、記録、監督を整えた上で個別に検証します。

教育委員会で決める事項

判断項目	決める内容	最低限の確認
利用主体	教育委員会 教職員 児童生徒	誰が入力し、誰が出力を使うか
利用環境	承認済み契約環境か一般向け環境か	保存 学習 二次利用 管理者設定 ログ 契約終了時の削除
情報区分	公開情報 校内限定 個人情報 要配慮情報 重要情報	入力を許可する上限と匿名化の基準
対象業務	5 領域ごとの許可 条件付き 禁止	教育目的と期待効果
児童生徒利用	学年 アカウント 指導監督 保護者説明	年齢制限と利用規約
著作物	授業内 配布 AI 入力 外部公開の区別	第 35 条の要件 ライセンス 出所表示
責任	最終確認者 事故時の報告 相談先	AI のみで評価 決定 相談対応を完結させない
更新	規約 法令 技術の定期確認	年 1 回と重要変更時の臨時見直し

資料の位置付けと最新性

本資料は 2026 年 9 月 24 日時点の公的資料を基礎にした政策検討原稿です。個別案件は、法務、著作権、個人情報保護、情報セキュリティの担当部署と確認します。サービスの利用規約、契約、データ処理、年齢条件は変更されるため、導入時と更新時に再確認します。

2026 年の個人情報保護法改正は 2026 年 7 月 17 日に公布されましたが、多くの規定は公布から 2 年以内の政令で定める日に施行される予定です。施行前に政令、委員会規則、ガイドラインを確認し、市の規程を更新する必要があります。[6]

文部科学省は教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの次期改訂を検討中です。現時点では 2025 年 3 月版を参照し、改訂後に AI 利用時のセキュリティ事項を再点検します。[4]

共通体系

1. 利用主体を特定する　教育委員会 教職員 児童生徒
2. 5 領域を特定する　校務 業務改善 学校 学級経営 児童生徒理解 授業アシスト 教材制作 児童生徒自身の利用
3. Lv.1 から Lv.4 を付ける　リスク、複雑性、データ利用度に応じて管理要件を示す
4. 活用場面、メリット、リスク、理由、対策、利用判断の順に検討する
5. 利用環境と出力先を確認する　端末内 授業内 限定配布 外部 AI 外部公開では条件が異なる

利用主体ごとの役割

主体	主な役割	主な懸念
教育委員会	制度設計 サービス選定 契約 セキュリティ 研修 監査	責任 費用 事業者依存 事故対応 説明責任
教職員	教育目的の設定 入力 出力確認 修正 記録 指導	これをしてよいか 判断基準 スキル差 業務増
児童生徒	学習目的に沿う利用 検証 引用 利用記録	個人情報 誤情報 依存 不正利用 著作権 年齢条件

5 つの活用領域

領域	代表的な活用
1 校務 業務改善	通知文 会議資料 議事要約 アンケート整理 行事計画のたたき台
2 学校 学級経営 児童生徒理解	面談準備 記録の整理 支援案の観点出し 保護者説明の下書き
3 授業アシスト	指導案 発問 説明の言い換え 対話相手 探究の論点整理
4 教材 コンテンツ制作	問題 ワークシート 図解 画像 ルーブリック プレゼンの原案
5 児童生徒自身の AI 活用	仕組みを学ぶ 質問 比較 推敲 創作 プログラミング 検証

利用ガイドライン、情報セキュリティ、研修、端末とアカウント、相談体制は 5 領域すべてを支える共通基盤です。

Lv.1 から Lv.4

Lv.1 から Lv.4 は、リスク、複雑性、データ利用度、判断への影響を整理し、必要な管理要件を対応させるための区分です。数字が大きいほど、個別データ、継続利用、外部連携、判断への影響が増え、より強い管理が必要になります。

レベル	定義	例	標準判断
Lv.1	公開情報又は架空情報だけを使う単発利用	一般文書の構成案 発問候補 アイデア出し	承認サービスで利用可 出力確認が必要
Lv.2	教材や校内情報を使う生成 協働利用 個人を特定しない	自作教材の改善 校内会議の論点整理	権利 情報区分 規約を確認して利用
Lv.3	児童生徒や教職員に関する個別データを扱う	作文の個別助言 面談記録の整理	承認済み契約環境と管理者承認を原則
Lv.4	継続データ 高度分析 自動連携 判断支援を伴う	学習履歴分析 早期支援候補の抽出	モデル事業と影響評価 人による最終判断が必須

利用判断の共通手順

1. 活用場面　何を改善し、誰のために使うかを一文で書く
2. メリット　時間短縮、教育効果、アクセシビリティなど期待する効果を特定する
3. リスク　個人情報、著作権、誤情報、偏り、不正利用、年齢条件、費用などを洗い出す
4. 理由　なぜそのリスクが起こるかを、データの流れと出力先から説明する
5. 対策　入力制限、承認環境、匿名化、出力確認、限定共有、記録、保護者説明を設定する
6. 利用判断　利用可、条件付き、原則避ける、個別確認のいずれかとし、確認者を決める

情報と利用環境の組合せ

情報	一般向け AI	承認済み業務 AI	閉域 個別契約環境
公開情報 架空情報	可 規約と出力確認	可	可
校内限定 個人を含まない	原則避ける	条件付き	条件付き
個人情報	入力しない	契約と利用目的を確認し必要最小限	管理者承認 安全管理措置
要配慮情報 成績 生徒指導 健康	入力しない	原則入力しない	必要性を厳格に審査しモデル検証
第三者著作物	目的 利用規約 保存 学習を確認	必要範囲 ライセンス確認	契約 第 35 条等の要件を個別確認

5 領域の詳細

校務 業務改善

活用場面	メリット	主なリスク	対策	判断例
通知文の下書き	作成時間の短縮	誤り 不適切表現	公開情報又は架空情報で作成し、担当者と管理職が確認	Lv.1 利用可
会議メモの要約	論点整理	個人情報 発言の誤要約	個人名を除き、承認環境を使い、原文と照合	Lv.2 条件付き
アンケート自由記述の整理	傾向把握	再識別 少数意見の欠落	回答者を特定できない加工、少数意見の人手確認	Lv.3 条件付き
事故報告書の作成	記載漏れ防止	機微情報の外部送信	一般向け AI へ入力しない。所定様式と校務系環境を使用	原則避ける

学校 学級経営 児童生徒理解

活用場面	メリット	主なリスク	対策	判断例
面談質問の候補	準備の充実	固定観念 バイアス	架空事例で候補を出し、担当者が選ぶ	Lv.1 利用可
支援方法の観点出し	見落としの補助	ラベリング 誤推定	匿名化、複数職員の検討、AI だけで支援方針を決めない	Lv.3 条件付き
行動記録の長期分析	変化の把握	要配慮情報 継続監視	目的限定、アクセス制御、影響評価、保護者説明	Lv.4 個別審査

授業アシスト

活用場面	メリット	主なリスク	対策	判断例
発問候補	多様な問い	学習目標とのずれ	指導案と学習指導要領を基準に教師が選択	Lv.1 利用可
説明の言い換え	個別支援	誤説明	教科書と信頼できる資料で確認	Lv.1 利用可
英会話の相手	発話量の確保	年齢条件 不適切出力	学校承認アカウント、教師の監督、ログ確認	Lv.2 条件付き

教材 コンテンツ制作

活用場面	メリット	主なリスク	対策	判断例
問題のたたき台	作問時間の短縮	誤答 著作物との類似	教師が解答と難度を検証し、必要に応じ類似確認	Lv.1 利用可
教科書画像からスライド作成	準備時間の短縮	著作権 サービスへの送信	授業目的 第 35 条 必要範囲 サービス処理を個別確認	Lv.2 個別確認
児童の作品を教材化	振り返り共有	個人情報 著作権 同意	本人 保護者への説明、目的限定、公開範囲の限定	Lv.3 条件付き

児童生徒自身の AI 活用

活用場面	メリット	主なリスク	対策	判断例
誤回答の検証	AI リテラシー	誤りの定着	複数資料で確認する手順を指導	Lv.1 利用可
文章の推敲	表現の改善	代作 評価の不公正	修正履歴、プロンプト、出力、日付を提出	Lv.2 条件付き
作文やレポートの生成	構成支援	自己の成果物との混同	生成部分を明記し、過程と口頭説明を評価	Lv.2 条件付き
学習履歴に応じた個別助言	個別最適化	個人情報 誤推定	承認済み環境、教師の最終判断、継続検証	Lv.4 モデル検証

教科別の活用例

教科等	活用場面	メリット	主なリスク	対策	判断
国語	自作文の推敲案を比較	表現の選択肢が増える	代作 出典不明	原文 修正履歴 AI 利用記録を提出	Lv.2 条件付き
算数 数学	異なる解法や誤答例を生成	比較説明ができる	誤答 証明の飛躍	教師が全解答を検算	Lv.1 利用可
理科	仮説や実験条件の候補	変数を考えやすい	安全性 誤情報	実験は教科書 安全基準 教師判断を優先	Lv.1 条件付き
社会	複数立場の論点整理	視点を比較できる	偏り 架空出典	一次資料 公的統計で検証	Lv.1 利用可
外国語	会話練習 表現改善	練習量を確保	年齢条件 不適切出力	承認環境と教師監督	Lv.2 条件付き
音楽	鑑賞の視点や作曲案	発想を広げる	既存曲との類似 初発の感想を損なう	初発の表現後に比較用途で利用	Lv.2 条件付き
美術	構図や配色案	試行錯誤	作風模倣 権利侵害	特定作家の再現を目的にしない 類似確認	Lv.2 条件付き
技術 家庭	手順案 コードの改善	設計とデバッグ支援	安全性 脆弱なコード	実機条件と安全基準で検証	Lv.2 条件付き
保健体育	練習計画の一般例	選択肢の提示	健康情報 不適切助言	個人の診断や治療判断に使わない	Lv.1 条件付き
道徳	対立する観点の整理	多面的に考える	価値の押し付け	AI の答えを正解にしない	Lv.1 利用可
総合 探究	問いの改善 調査計画	課題設定を支援	調査を AI だけで完結	現地調査 文献 出典確認を組み込む	Lv.2 条件付き
特別支援	やさしい表現 視覚支援の案	アクセシビリティ	個別情報 誤った特性推定	匿名化し教師と専門職が最終判断	Lv.3 条件付き

著作権と教材利用

著作権法第 35 条は、非営利の学校等で、授業を担当する者と授業を受ける者が、授業の過程で必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、公衆送信等できる場合を定めています。ただし、著作物の種類、用途、部数、態様から著作権者の利益を不当に害する場合は対象外です。公衆送信では、授業目的公衆送信補償金制度の確認も必要です。[7][10]

学校内の行為であっても、職員会議、PTA 活動、保護者向け通信、一般公開の学校ホームページなど、授業の過程に当たらない利用には第 35 条が当然には適用されません。文部科学省の生成 AI ガイドラインもこの点を明記しています。[1]

AI へ教材を入力する場合は、端末内での資料作成に加えて、入力に伴う複製、外部サービスへの送信、保存、学習、二次利用を確認します。文化庁は、生成指示のための著作物入力に第 30 条の 4 が適用される可能性を示す一方、入力著作物に類似する生成物を得る目的が併存する場合は同条が適用されないと整理しています。授業目的の第 35 条が適用されるかも、必要性、範囲、サービス側の処理、権利者の利益への影響を含めて個別に確認します。[8][9]

教科書 資料集の地図や写真の扱い

行為	考え方	標準判断
授業で投影	正規に入手した教材を授業の過程で必要範囲に限って提示する。出所を示し、全冊代替となる利用を避ける。	多くは可能 条件確認
PowerPoint 化	授業用スライドへの複製は第 35 条の要件を検討する。改変が著作者人格権に触れないよう、トリミングや注記にも配慮する。	条件付き
生成 AI へ入力	複製と外部送信が生じ得る。AI の保存 学習 二次利用、利用目的、必要範囲、類似物生成の意図を確認する。	個別確認
児童生徒へ紙配布	授業の過程で必要な部数と範囲に限る。市販問題集や資料集の代替となる大量複製は避ける。	条件付き
児童生徒へデジタル配布	対象授業の受講者に限定し、補償金制度への対応、アクセス制限、期間、再配布防止を確認する。	条件付き
学校ホームページ公開	不特定多数への公開は通常、授業の過程を超え、第 35 条の対象外。許諾、利用可能なライセンス、パブリックドメイン等を確認する。	原則 許諾等が必要

AI 生成物の利用

- 既存著作物との類似性と依拠性が認められる場合、生成と利用が著作権侵害となる可能性があります。公開や配布の前に類似確認を行います。
- 特定作品や特定作家の創作的表現に近づける指示は避けます。事実、アイデア、作風そのものと、保護対象となる具体的表現を区別し、既存作品の表現を再現していないか確認します。
- AI 生成物に著作権が成立するかは、人の創作意図と創作的寄与を含む個別判断です。AI を使っただけで自動的に権利が発生するとも、発生しないとも断定しません。
- サービスの利用規約が、出力の利用、商用利用、第三者権利、補償、表示に条件を付けている場合があります。

個人情報と教育データ

個人情報の該当性は、氏名の有無に加え、学年、学校、部活動、出来事、文体、写真、音声、他の情報との照合による識別可能性を含めて確認します。公開済み情報も個人情報に該当し得ます。[1]

個人情報保護委員会は、行政機関等が個人情報を含むプロンプトを入力する場合、利用目的のための必要最小限かを確認し、保有個人情報が回答生成以外の目的で取り扱われる場合は法違反となる可能性があるため、サービス提供者が機械学習に利用しないこと等を十分確認するよう求めています。[5]

確認項目	確認内容
必要性	AI を使わない方法では目的を達成できないか。入力項目を減らせないか。
利用目的	取得時に特定した利用目的と関連し、必要最小限か。
事業者処理	保存期間、学習利用、品質改善、人手閲覧、再委託、国外移転、削除方法。
安全管理	アクセス制御、多要素認証、ログ、暗号化、端末管理、インシデント通知。
本人関与	説明、同意が必要な場面、開示 訂正 利用停止への対応。
出力	誤った個人情報、差別的推定、ラベリングを人が検証する。

AI サービス選定と契約

区分	確認事項
提供条件	対象年齢 保護者同意 教育機関向け条件 利用可能国 禁止用途
データ	入力と出力の所有 保存 学習利用 オプトアウト 削除 バックアップ
セキュリティ	認証 権限 ログ 暗号化 脆弱性対応 事故通知 第三者認証
委託	再委託先 データ所在 国外取扱い 契約終了時の返却と消去
著作権	学習データに関する方針 権利侵害対策 出力利用条件 申立て窓口
運用	管理者機能 フィルタリング 監査 更新通知 サポート 利用状況の可視化
費用	無償終了 値上げ アカウント数 データ移行 ベンダーロックイン

児童生徒利用の条件

- 教育委員会の方針に基づき、校長と担当教師がサービスの年齢条件とリスクを確認する。
- 必要に応じて事前に保護者へ目的、利用方法、入力禁止情報、記録、相談先を説明する。
- 教師の指導監督の下で使い、小学校段階の直接利用は発達段階を踏まえて慎重に判断する。
- 氏名、顔写真、音声、住所、健康、家庭状況などの個人情報を入力させない。
- AI の誤り、偏り、著作権、引用、プロンプトと出力の記録方法を事前に学ぶ。
- 定期考査での無断利用、AI 出力の丸写し、AI だけによる学習評価を認めない。
- 学校外での利用も想定し、保護者と共通ルールを持つ。

主要リスクと対策

リスク	発生理由	主な対策
誤情報	もっともらしい誤り	一次資料 教科書 公的情報で照合 出典を要求
偏り	学習データや設計に由来	複数視点を確認 人が最終判断
個人情報	外部送信 学習 再出力	入力禁止 匿名化 承認環境 契約
著作権	入力 出力 配布 公開	必要範囲 ライセンス 類似確認 出所表示
不正利用	代作 カンニング	過程評価 口頭確認 利用記録 課題設計
依存	思考や対話を AI へ委ねる	AI なしの活動と組み合わせ 使用目的を限定
セキュリティ	アカウント侵害 プロンプト攻撃	多要素認証 権限 ログ 更新 訓練
説明責任	判断経路が不明	目的 入力 出力 修正 最終判断者を記録
費用 継続性	値上げ 無償終了 機能変更	出口計画 データ移行 代替手段

運用体制

役割	責任
教育委員会	方針 サービス承認 契約 情報分類 研修 事故対応 監査 改訂
学校管理職	校内運用の把握 例外承認 相談対応 ログと事故の報告
情報セキュリティ担当	アカウント 権限 設定 ログ 技術的対策 事業者連絡
教職員	目的設定 必要最小限の入力 出力確認 修正 児童生徒指導
児童生徒	ルール遵守 入力禁止情報の保護 検証 引用 利用記録
法務 著作権相談	第 35 条 ライセンス 公開 個別案件の確認

導入ロードマップ

段階	実施内容	移行条件
1 基準整備	情報区分 承認サービス 入力禁止事項 Q&A 相談先	教育委員会決裁
2 低リスク利用	Lv.1 中心の校務 教材作成 教職員研修	事故件数 利用実績 研修理解度
3 モデル実践	Lv.2 と限定的な児童生徒利用	教育効果 保護者理解 著作権 個人情報確認
4 高度利用検証	Lv.3 から 4 を契約環境で実証	影響評価 安全管理 人の最終判断
5 展開と改訂	有効な事例を全市共有 ルール更新	評価結果と新しい法令 規約

モデル事業の評価

観点	指標例
教育的価値	理解の深まり 思考過程 対話量 個別支援の質
業務	作業時間 修正時間 二重確認の負担 再作業
安全	入力違反 誤情報 著作権懸念 事故 ヒヤリハット
公平	学年 学校 障害 日本語能力 家庭環境による差
説明責任	利用記録 保護者説明 相談対応 最終判断者
持続性	費用 研修負担 サービス変更 データ移行

ガイドラインに含める最低限の規定

1. 目的と適用範囲　文章 画像 音声 動画 音楽 プログラム等を生成する AI を含む
2. 利用主体と責任　教育委員会 管理職 教職員 児童生徒の役割
3. 承認サービスと禁止環境　個人契約 無料版 ブラウザ組込み機能の扱い
4. 情報区分と入力基準　個人情報 要配慮情報 成績 生徒指導情報 著作物
5. 児童生徒利用　年齢条件 保護者説明 指導監督 利用記録
6. 出力の確認　事実 著作権 偏り 不適切表現 引用
7. 共有と公開　授業内 限定配布 校内共有 学校ホームページ 外部応募
8. 事故と相談　誤送信 漏えい 不適切出力 権利侵害の報告手順
9. 研修と更新　初任 更新時 管理職 児童生徒 保護者向け

教育委員会の協議事項

決定 1 利用を認める AI サービスと契約条件

決定 2 一般向け AI へ入力してよい情報の上限

決定 3 Lv.1 から Lv.4 の許可 条件付き 個別審査の範囲

決定 4 児童生徒利用の学年 アカウント 保護者説明 指導監督

決定 5 教科書等の AI 入力とデジタル配布の確認手順

決定 6 最終判断者 記録 相談 事故対応

決定 7 モデル校の対象と評価指標

決定 8 法令 規約 技術変更に応じた更新責任者

参考資料

根拠資料は原則として公的機関の最新版又は現行ページを示しています。文書の版、法令の施行日、サービス規約は利用時点で再確認してください。

[1] 文部科学省『初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン Ver.2.0』2024 年 12 月 26 日
https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf

[2] 文部科学省『学校現場における生成 AI の利用について』随時更新
https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/ai/index.html

[3] 文部科学省『教育データの利活用に係る留意事項 第 4 版 公立学校編』2026 年 4 月
https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

[4] 文部科学省『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』2025 年 3 月
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm

[5] 個人情報保護委員会『生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等』2023 年 6 月 2 日
https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert/

[6] 個人情報保護委員会『令和 8 年改正個人情報保護法について』2026 年
https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/r8kaiseihogohou/

[7] e-Gov 法令検索『著作権法 第 35 条ほか』現行法令
https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048

[8] 文化庁『AI と著作権に関する考え方について』2024 年 3 月 15 日
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf

[9] 文化庁『AI と著作権に関するチェックリスト＆ガイダンス』2024 年 7 月 31 日
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf

[10] 文化庁『授業目的公衆送信補償金制度について』随時更新
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kakushushitei/94237801.html

[11] 経済産業省・総務省『AI 事業者ガイドライン 第 1.2 版』2026 年 3 月
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html

注　著作権法第 35 条の具体的な適用は、授業の過程、必要性、利用量、配布対象、著作権者の利益への影響等によって異なります。個別の法的判断が必要な場合は、教育委員会の法務担当、著作権相談窓口、権利者等に確認してください。